

◎副市長（桶屋幸藏君） お答えいたします。

市が有します債権の滞納問題についてでございますけれども、御指摘のとおり、負担の公平性の確保といった観点から、その収納向上の取り組みといったことが大事であるというふうに認識いたしております。このため、本市におきましては、市税等収納向上対策委員会を設け、収納向上に向けて取り組んできたところであります。

この結果、平成 22 年度の滞納繰越分の収納額のうち、市税及び国民健康保険税につきましては、預貯金、売掛金等の金銭債権や不動産などの差し押さえを積極的に実施したことによりまして、平成 22 年度は前年度の収納額 2 億 3,600 万円を 1,100 万円ほど上回る見込みでございます。

次に、保育料や下水道使用料など強制的に徴収できる公債権につきましては、各担当課が事務を行っておりますが、より実効性を上げるため、徴収のノウハウを有している納税課の職員に徴収を受託させるなど、より適正な債権管理ができないか、収納向上対策委員会において検討させたいというふうに考えております。

一方、公共施設の使用料など強制的に徴収できない公債権及び市営住宅の家賃などの私債権につきましては、滞納整理が必ずしも十分でないという点があることも事実でございます。こうした債権の管理徴収につきましては、まずは各課の担当職員の徴収事務能力の向上を図ることが急務でないかというふうに考えております。

したがいまして、今後は、担当職員を対象といたしまして、一連の債権管理の手法についての研修を積極的に実施する、こういったことによりまして債権の回収の向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。